

広島県告示第百八十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十年三月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県豊田郡大崎上島町東野地内		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法規	区域の表示及び法規
生野島（九八六二）	急傾斜地の崩壊	生野島（九八六二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
生野島（九八二二―一）	急傾斜地の崩壊	生野島（九八二二―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
生野島（九八二三―一）	急傾斜地の崩壊	生野島（九八二三―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
生野島（九八六二）	急傾斜地の崩壊	生野島（九八六二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
福浦（二七八〇）	急傾斜地の崩壊	福浦（二七八〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
生野島（九八六一―一）	急傾斜地の崩壊	生野島（九八六一―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
生野島（九八六一―二）	急傾斜地の崩壊	生野島（九八六一―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
福浦（二七八〇―二）	急傾斜地の崩壊	福浦（二七八〇―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
生野島（二七八一―一）	急傾斜地の崩壊	生野島（二七八一―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり

平黒(一〇八〇)	森ヶ迫(六九二―二)	森ヶ迫川(六九二―一)	味原(六九三―二)	城ヶ迫川(六九三―一)	味原(五二三―隣)	味原(五二三―)	下名川(六八五)	脇之浦川(六八六)	清水川(二〇七四)	太田川(六八七―四)	太田川(六八七―三)	下組(六八七―二)	太田川(六八七―一)	矢弓(一〇七五隣b)	矢弓(一〇七五隣a)	矢弓(一〇七五―二)
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
平黒(一〇八〇)	森ヶ迫(六九二―二)	森ヶ迫川(六九二―一)	味原(六九三―二)		味原(五二三―隣)	味原(五二三―)	下名川(六八五)	脇之浦川(六八六)	清水川(二〇七四)	太田川(六八七―四)	太田川(六八七―三)		矢弓(一〇七五隣b)	矢弓(一〇七五隣a)	矢弓(一〇七五―二)	
土石流	土石流	土石流	土石流		土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流		土石流	土石流	土石流	
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり		次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり		次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	

盛谷川（六 八八隣）	土石流	次の図のとおり		梶ヶ浜（二 〇七九）	土石流	次の図のとおり
				平黒（五一 三六）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所東広島支所に備え置いて縦覧に供する。